

働く世代住宅取得支援事業 説明事項確認書

○補助金申請に係る説明をお聞きいただき、下記の設問にご回答下さい。	
1	働く世代補助に係る年齢要件は、申請日において夫婦共に39歳以下であること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
2	働く世代補助に係る所得要件は、夫婦の前年の合計所得が400万円以下であり、4~6月中の交付申請においては、申請年度の前年度の所得証明書が必要であること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
3	働く世代補助金の交付決定後、取得した住宅に10年間継続して居住すること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
4	新たに取得する住宅の改造費を含めた費用が、500万円以上であること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
5	世帯構成員全員が市税等を滞納していないこと、暴力団関係者でないこと。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
6	子育て上乗せ補助に該当するのは、申請日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がいる世帯であること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
7	地元業者上乗せ補助について、市内業者から住宅を取得するか、市内業者が改修工事を行うものまたは、市内に本店または支店の登記をしているもので、請負額の50%以上を請け負っている場合に申請できること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
8	補助金交付申請及び変更交付申請に係る添付書類について。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
9	補助金交付申請は、戸建て住宅の取得に係る契約前に行うこと。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
10	補助金の交付決定後、交付申請内容に変更が生じることとなった場合、速やかに変更交付申請をしていただくこと。ただし、軽微なものについては、省略できる。(軽微な取得金額の変更等) <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
11	住宅取得後、速やかに市様式の実績報告書に添付書類を揃えて提出していただくこと。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
12	「住民票謄本」や「登記簿の全部事項証明書」は、原本を提出すること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
13	工事期間が翌年度にわたる場合、初年度においては工事計画の承認のみとなり、翌年度に再度交付申請が必要であること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
14	働く世代住宅取得支援事業補助金交付要綱に掲げる他の補助金制度との併用は不可能であること。 <input type="checkbox"/> 理解した <input type="checkbox"/> 理解していない
<div style="border-bottom: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto;"></div> 確認者氏名	
※確認者が補助金申請者と異なる場合は、確認者が申請者に上記内容について同意したことを伝え、内容の説明を行うこと。	